

第1回「宝が池公園施設整備事業者選定部会」

次 第

開催日時：令和6年11月6日（水）
午前10時～

開催場所：京都市役所 分庁舎4階
第1会議室

1 開会、挨拶

2 委員の紹介【公開】

3 議題

(1) 募集要項（案）について【公開】

(2) 審査項目及び審査基準（案）について【非公開】

4 閉会

《配布資料》

資料1 宝が池公園施設整備事業者選定部会 名簿

資料2 座席表

資料3 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）
及び京都市都市緑化審議会規則

資料4 宝が池公園の魅力向上に資する公園施設整備に係る設置許可候補
事業者選定のための募集要項（案）

資料5 審査項目及び審査基準（案）

参 考 宝が池みらい共創指針

※ 資料4の一部は、非公開

※ 資料5は、非公開

宝が池公園施設整備事業者選定部会 名簿

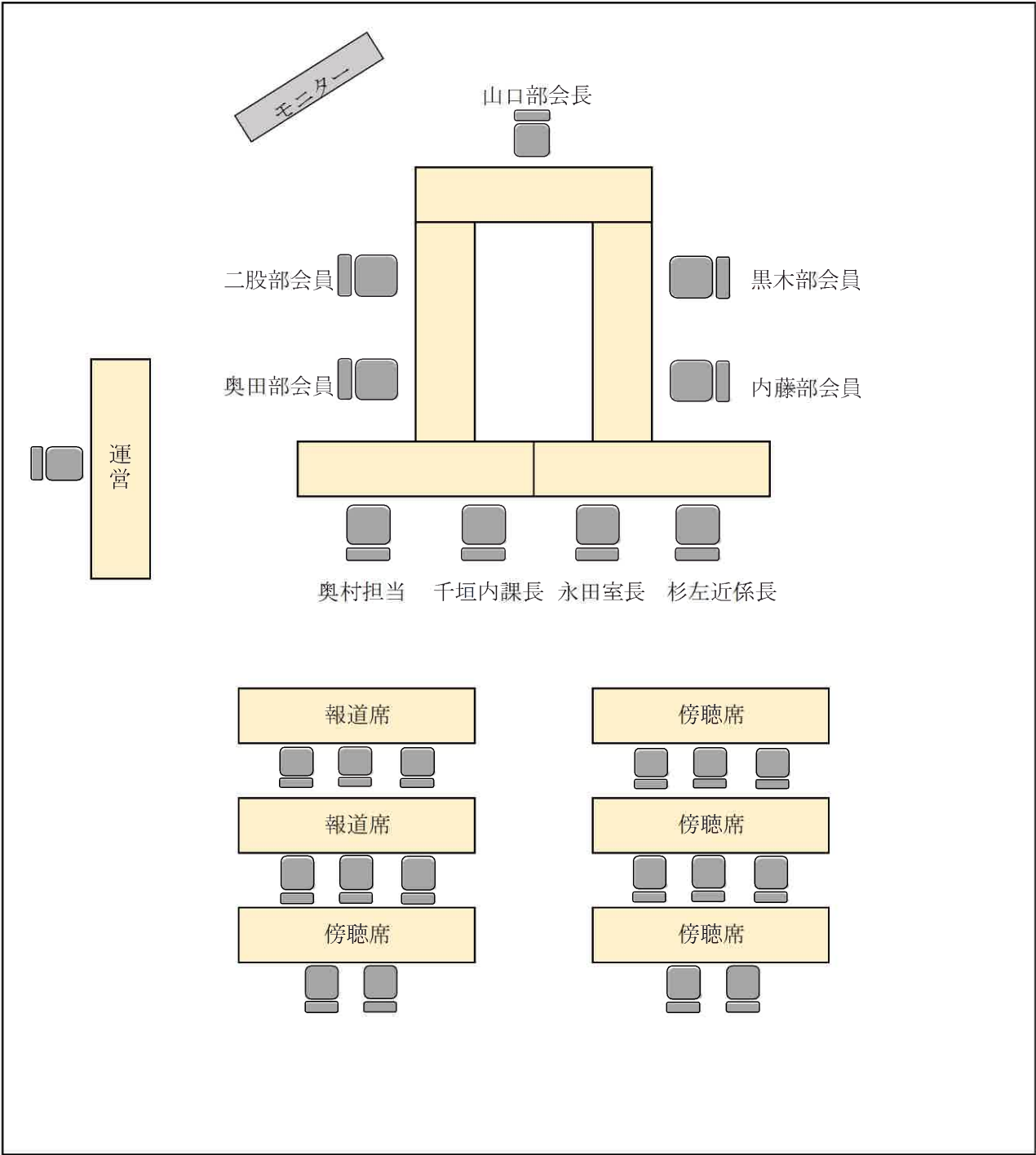
令和6年11月6日現在

氏 名	所 属 等	分 野	備 考
おくだ き み こ 奥田 希充子	公認会計士・税理士	有識者	特別委員
くろき としくに 黒木 要州	一般社団法人京都府建築士会理事	有識者	
ないとう ひかり 内藤 光里	市民公募委員	市 民	
ふたまた しげる 二股 茂	岩倉南学区自治連合会会長	地 元	特別委員
やまぐち けい た ◎ 山口 敬太	京都大学大学院地球環境学堂准教授	有識者	

(敬称略・五十音順)

◎：部会長

座席表



京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）

制定 平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日 条例第 4 9 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が 1 年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

（委員の委嘱等）

第 3 条 附属機関（前条第 1 項及び第 2 項の附属機関をいう。以下この条、次条第 1 項及び第 5 条から第 8 条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期の特則等）

第 4 条 第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第 2 条第 1 項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

（特別委員及び専門委員）

第 5 条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

（部会）

第 6 条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1)～(10) (略)

(関係条例の一部改正)

3, 4 (略)

(旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次の表の中欄に掲げる附属機関又は合議体（以下「旧附属機関等」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表の右欄に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

1	附則第2項各号（第7号を除く。）に掲げる条例に基づく附属機関	別表に掲げる附属機関で中欄に掲げる附属機関と同一の名称のもの
2	(略)	(略)

(委員の任期の特例)

6 この条例の施行の際現に従前の旧附属機関等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、施行日における従前の旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

(秘密を守る義務に関する経過措置)

7 (略)

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
(略)	(略)	(略)	(略)
京都市都市緑化審議会	本市の都市緑化，公園及び緑地に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べること。	15人以内	2 年
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

○京都市都市緑化審議会規則

平成25年11月15日

規則第105号

京都市都市緑化審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市都市緑化審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第3条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会の構成員は、委員のうちから、会長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、会長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任し

ないときの部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の審議会に相当する合議体の会長又は副会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に審議会の会長又は副会長として定められ、又は指名されたものとみなす。

公 開 用

宝が池公園の魅力向上に資する公園施設整備に係る

設置許可候補事業者選定のための募集要項

(案)

令和 6 年 1 1 月

京 都 市

(※ 目次を記載予定)

1 趣旨

宝が池公園は、農業用のため池として作られた宝が池を中心に、山林や川など昔からの地形と自然を利用して整備された、京都市内唯一の広域公園です。

広大な園内には複数の広場や周遊路があり、憩いや散策、子どもの遊び、スポーツ、地域の催しといった多様な用途で利用されていますが、その一方で、自然環境の保全・再生や、公園利用者の交流・活動の拠点となる施設の不足といった課題も顕在化しています。

こうした特性と課題を踏まえ、本市では、令和3年度から、多様な関係者との連携により宝が池公園の利活用の取組を推進しています。令和5年11月には、地域の自治組織や公園で活動する市民団体、周辺企業、本市など、約30の団体・有識者が参画する対話と連携の場として「宝が池みらい共創会議」が設立され、持続可能で魅力ある公園づくりや周辺地域の活性化を目指して意見を交わし、令和6年3月には、今後の活動方針となる「宝が池みらい共創指針」が取りまとめられました。

この度、本市では、「宝が池みらい共創指針」に基づく具体の取組の一つとして、宝が池公園の魅力向上に資する公園施設を、民間事業者の活力とノウハウをいかして整備するため、公募型プロポーザル方式で、「宝が池みらい共創指針」の趣旨に沿った、より良い公園施設の整備（設置及び管理）に係る提案を行う事業者を広く募集し、選定を行うこととしました。

2 公園施設整備対象エリアの概要

宝が池公園内の菖蒲園（以下「菖蒲園」といいます。）を対象とします。

また、本市資産の有効活用の観点から、菖蒲園北側に隣接する未利用の本市普通財産（以下「北側市有地」といいます。）を含めて、一体的に提案を行うことも可能とします。

※ 菖蒲園内にある菖蒲池は、施設整備の対象外とします。

※ 菖蒲園における提案は必須、北側市有地における提案は任意とします。

※ 下記(2)に示す敷地面積の範囲内で、必要な面積を使って提案を行ってください（必ずしも全面を使う必要はありません）。

(1) 所在地

ア 菖蒲園：京都市左京区松ヶ崎榎実ヶ芝18番地1 他

イ 北側市有地：京都市左京区岩倉幡枝町1067番地4 他

(2) 敷地面積

ア 菖蒲園：約13,000㎡（ただし、菖蒲池に係る面積を除く）

イ 北側市有地：平地 約3,900㎡、全体 約32,000㎡

(3) 最寄りの公共交通機関からの位置

市営地下鉄烏丸線「国際会館」駅から南西へ直線距離で約810m

（改札口から徒歩約15分（国立京都国際会館方面の4-2出入口を経由））

(4) 埋蔵文化財の有無

ア 菖蒲園：周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません

イ 北側市有地：周知の埋蔵文化財包蔵地「木野墓窯跡」

(遺跡の種別：重要遺跡・小規模遺跡／遺跡の種類：窯跡)

※ 「木野墓窯跡」については、本市において試掘調査を行っており、埋蔵文化財の存在及びおおよその埋設位置を確認しています。

(5) 主な公法上の規制等

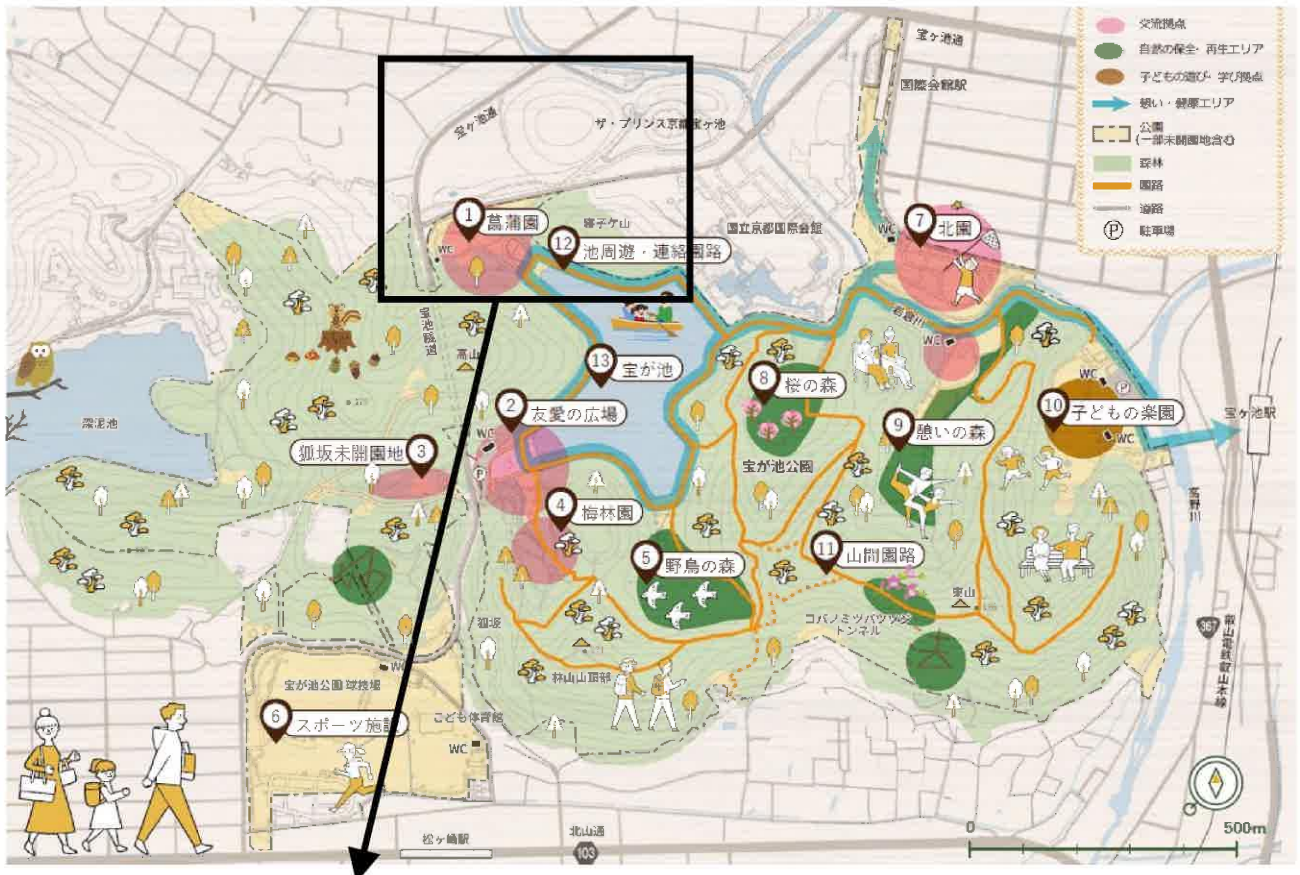
ア 菖蒲園

区域区分	市街化調整区域
建ぺい率	20%（風致地区による）
容積率	100%
都市施設等	宝池公園（完成）
景観保全	第1種自然風景保全地区 風致地区第1種地域（建築物の高さ8m等） 歴史的風土保存区域
眺望景観	眺望空間保全区域34 遠景デザイン保全区域（16）－3km以内 遠景デザイン保全区域（34）－3km以内 遠景デザイン保全区域（41）－3km以内 遠景デザイン保全区域（45）
屋外広告物	屋外広告物禁止地域
その他	保全区域 宅地造成等工事規制区域

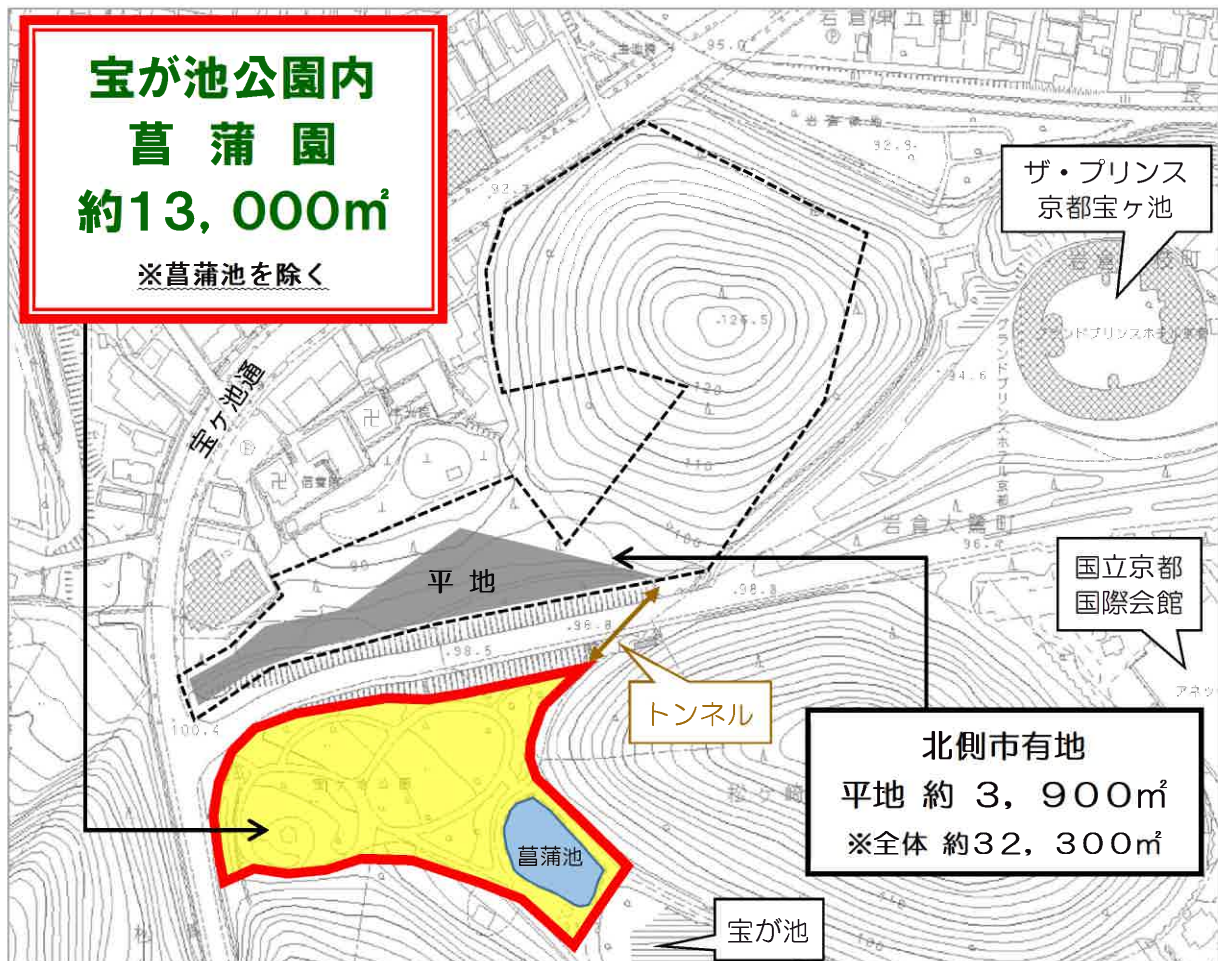
イ 北側市有地

区域区分	市街化調整区域
建ぺい率	30%（風致地区による）
容積率	100%
景観保全	風致地区第2種地域（建築物の高さ10m等） 歴史的風土保存区域
眺望景観	眺望空間保全区域34 遠景デザイン保全区域（16）－3km以内 遠景デザイン保全区域（34）－3km以内 遠景デザイン保全区域（41）－3km以内 遠景デザイン保全区域（45）
屋外広告物	第1種地域
その他	保全区域 宅地造成工事規制区域

【宝が池公園 全体像】 ※「宝が池みらい共創指針」抜粋



【菖蒲園周辺 拡大図】



3 申込資格

申込みの資格を有する事業者は、本要項の「4 募集条件」に記載の趣旨を踏まえた公園施設の整備（設置及び管理）を行う意思があり、次のいずれの要件にも該当しない法人に限ります。

なお、複数の法人が共同して申し込むことも可能ですが、この場合は、全ての法人について、当該要件に該当しないことが必要となります。

※ 共同申込みを行う場合は、あらかじめ1法人を代表事業者と定め、その代表事業者が申込み及び事業に必要な諸手続を行ってください。

※ 1法人は、重複して2件以上の申込み又は共同申込みを行うことはできません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札に参加する資格を有しない者

(2) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当する者

※ 申込資格の確認のため、京都府警察本部に照会する場合があります。

(3) 公園施設を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて公園施設の設置許可を受けようとする者

(4) 法人又はその代表者が、次に掲げる税等を滞納している者

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市税

エ 本市の水道料金及び下水道料金

(5) 会社更生法及び民事再生法に基づく更生・再生手続中の者

(6) 法人の代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6に規定する公契約関係競売等妨害又は第198条に規定する贈賄に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者

(7) 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に規定する私的独占、不当な取引制限の禁止及び一定の取引分野における競争の実質的制限の禁止に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者

(8) その他本市が契約の相手方として不適当と判断する者

4 募集条件

(1) 募集する公園施設の種類

ア 都市公園法上の公園施設のうち、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台又は集会所

《参考》 公園施設の例 （都市公園法施行令第5条より）

休養施設	休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場、その他これらに類するもの
遊戯施設	ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場、その他これらに類するもの
運動施設	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設、その他これらに類するもの
教養施設	植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑、その他これらに類するもの
便益施設	飲食店、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設、便所、荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場、その他これらに類するもの
その他の施設	展望台、集会所

イ 上記ア以外の種類の公園施設

公園利用者の利便性向上や周辺地域の活性化につながる公園施設に限り、上記アと合わせて設置することを可能とします。

(2) 本市が求める提案等

提案していただく内容は、事業者自らが実施する上記(1)の公園施設（以下「本公園施設」といいます。）の設置及び管理に関することとなります。提案に当たっては、次のア～エの事項を全て盛り込んでください。

ア 宝が池公園の関係者が目指す姿の実現

- 多様な関係者の参画の下、宝が池公園の魅力創出や地域活性化に取り組む「宝が池みらい共創会議」において取りまとめられた「宝が池みらい共創指針」の内容と整合し、宝が池公園ならではの特性をいかした、又は宝が池公園特有の課題の解決につながるような公園施設の提案を行ってください。
- 加えて、「宝が池みらい共創会議」の活動への支援について、実施可能なことを具体的に提案してください。



「宝が池みらい共創会議」とは

宝が池みらい共創会議は、宝が池公園に関わる多様な関係者の積極的な参画及び公民連携の下、宝が池公園の将来像を共有するとともに、その実現に向けた取組を実践することにより、持続可能で魅力ある公園づくり、ひいては周辺地域の活性化へとつなげていくことを目的に活動する任意団体です。

設 立	令和5年11月（令和5年3月から11月まで準備会を実施）
構成員	地域の自治組織や公園で活動する市民団体、周辺企業、本市など32の団体及び有識者（令和6年11月時点）
主 な 活 動 内 容	・ 宝が池公園の保全再生や利活用に関する意見交換、合意形成 ・ 宝が池公園の将来像の検討（「宝が池みらい共創指針」取りまとめ） ・ 「宝が池みらい共創指針」に基づくソフト事業の実施 （現在の公園利用ルールの下ではできないことにチャレンジするプロジェクトの立上げ、宝が池公園の運営の担い手やファンの増加につながる情報発信 など）

※ 「宝が池みらい共創指針」の詳細等は、次のURLからご覧いただけます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000325856.html>

イ 本市の人口減少対策に資する取組の推進

本市喫緊の課題である人口減少対策の観点から、若者・子育て世代を中心に、多様な世代の人が集い、交流できる場の創出について、提案を行ってください。

ウ 自然環境や景観への配慮

- 施設の規模や外観・デザインは、周辺の景観と調和したものとしてください。
- 提案区域内の既存樹木の保存に、できる限り配慮した提案としてください。

エ 市民の豊かさにつながる都市の成長への貢献

本公園施設の設置及び管理に当たり、新たな市民雇用の創出や市内事業者の活用、木材をはじめ地域産材の活用など、地域経済の活性化にもつながる提案を行ってください。

(3) 事業期間等

- 事業期間は概ね20年間とします。本公園施設の設置許可の期間については、当初は設置許可日から令和10年3月31日まで(予定)とし、令和10年4月1日以降は、それまでの使用状況や必要性等を確認したうえで問題がないと本市が判断した場合、引き続き、設置許可を3年ごとに更新します。
- 設置許可期間には、本公園施設の設置工事着手から、事業終了後の原状回復までの期間を含むものとします。
- 事業終了後は、事業者の責任及び費用負担の下、設置許可期間の満了日までに許可物件の解体・撤去を行い、原状回復していただく必要があります。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。

(4) 設置許可の区域

本要項の「2 公園施設整備対象エリアの概要」に記載の「(2) 敷地面積」のうち、提案のあった区域(以下「提案区域」といいます。)とします。提案区域については、下記ア～コの既存施設を除き、事業者の責任及び費用負担の下、適切に維持管理を行ってください。

ア 便所

イ ベンチ及びテーブル

ウ 園路

エ 柵

オ 地下埋設物

カ 分電盤

キ 照明灯

ク 公園案内板

ケ 樹木

コ 菖蒲池

(5) 既存施設の取扱い

- 上記(4)ア～クの既存施設については、事業者の責任及び費用負担により、本公園施設の設置に当たり支障となる施設の撤去又は改修を可能とします。撤去する場合は、移設又は代替施設の新設により、同様の機能を確保してください。
- 既存樹木を撤去する場合は、事業者の責任及び費用負担により、移植や新たな植栽、撤去した樹木の活用等の工夫を行ってください。

(6) 工事に当たっての留意事項

- 本公園施設の設置に当たり必要なインフラ（上下水道、電気、ガス、電話等）の整備及び更新は、事業者の責任及び費用負担により行ってください。
- 建築物の建設にかかる法的諸手続（建築確認申請等）は、事業者が行ってください。

(7) 費用の負担

提案に基づく本公園施設の設置及び管理に関する一切の経費は、事業者の負担とします。

(8) 転貸の禁止等

設置許可の期間中は、次の事項を禁止します。

- ア 本市が承認した者を除く第三者への許可物件の転貸
- イ 使用者の地位の譲渡
- ウ 許可物件の担保権その他の使用若しくは収益を目的とする権利の設定

5 申込手続

(1) 申込方法

- ア 提出書類（詳細は「提出書類一覧」（別紙１）参照）
申込事業者の概要・財務状況等、施設計画、使用希望価格の書類
- イ 提出期間
令和７年４月●日（●）～令和７年４月●日（●）（土日祝日を除く。）
受付時間は午前９時～午後５時（正午～午後１時を除く。）
- ウ 提出方法
持参に限ります。
※ 提出書類の確認等を行う必要がありますので、提出に来られる際は事前に連絡をお願いします。
- エ 提出場所及び連絡先
住所：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地
京都市役所分庁舎３階
京都市建設局みどり政策推進室（担当：すぎさ こん 杉左近、おくむら 奥村）
電話：０７５－２２２－４１１４

(2) 提出書類の取扱い

ア 無償使用

本市は、本公園施設の設置及び管理において公表等が必要な場合には、提出書類を許可なく無償で利用できるものとします。

なお、提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しないものとします。

イ 提出書類の変更等の禁止

提出書類については、本市が特に必要と認めた場合以外は、提出期間内であつても変更、差替え及び再提出を認めないこととします。

(3) 費用の負担

申込みに関する費用は、全て申込事業者の負担とします。

(4) 質疑及び回答

ア 質疑者の資格

本要項の「3 申込資格」を満たす事業者とします。

イ 質疑の方法

質疑の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信してください。

なお、その際の件名は【質疑（申込事業者名）】としてください。

送信先：京都市建設局みどり政策推進室（担当：杉左近^{すぎさ こん}、奥村^{おくむら}）

ryokusei@city.kyoto.lg.jp

ウ 質疑の受付期間

令和7年2月●日（●）～令和7年2月●日（●）午後5時

エ 回答

○ 令和7年2月●日（●）までに、質疑回答書を本市ホームページに掲載します。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、その旨を本市ホームページに掲載します。質疑回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

○ なお、質疑回答書のほか、本件に関して伝達すべき事項を、本市ホームページに追加で記載する場合があります。必ず申込書類の提出期限まで、本市ホームページを確認してください。

《本市ホームページURL》

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/●●●●●●●.html>

(5) 現地説明会の開催

ア 実施日時

令和7年1月●日（●） ●時～●時

イ 集合場所

●●●●●●●●

ウ 参加資格

本要項の「3 申込資格」を満たす事業者とします。

エ 参加申込方法

令和7年1月●日（●）の午後5時までに、電子メールで、「現地説明会参加申込書」（別紙2）を提出してください。

申込先：京都市建設局みどり政策推進室（担当：杉左近^{すぎさ こん}、奥村^{おくむら}）
ryokusei@city.kyoto.lg.jp

オ 留意事項

- 現地説明会では、質疑は一切受け付けません。質疑がある場合は、上記(4)の方法に従ってください。
- 写真撮影は可能ですが、撮影したものをSNSに掲載する等、本件の申込みに係る目的以外の使用は禁止します。また、録画・録音は不可とします。
- 現地には、駐車場がありません。公共交通機関でお越しいただくか、車でお越しの際は近隣のコインパーキング等を御利用ください。
- 本件の申込みに当たり、現地説明会への参加は必須条件ではありませんが、できる限り出席してください。

(6) 基礎資料の貸出し

公園施設整備の対象エリアに関する基礎資料を保存した電子媒体を貸し出します（DVD）。

ア 資料

- 現況平面図
- 水道管路管理図
- 京都市公共下水道台帳施設平面図
- 電気配線箇所図
- 便所整備図
- 埋蔵文化財試掘結果（北側市有地のみ）

イ 受付期間

令和6年12月●日（●）～令和7年●月●日（●）
（土日祝日を除く。）

受付時間は午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く。）

ウ 受付方法

電話で事前に連絡のうえ、上記イの受付期間内にお越しください。
ただし、質疑がある場合は、上記(4)の方法に従ってください。

エ 貸出場所及び連絡先

住所：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所分庁舎3階

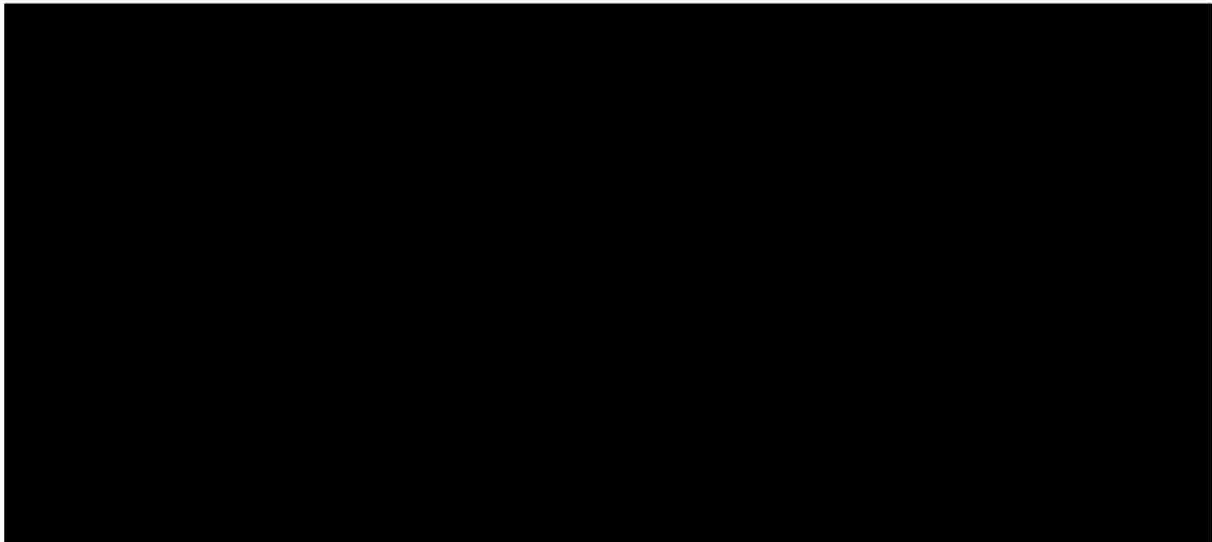
京都市建設局みどり政策推進室（担当：杉左近^{すぎさ こん}、奥村^{おくむら}）
電話：075-222-4114

6 設置許可候補事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により、設置許可候補事業者を選定します。

(1) 提案内容等の審査

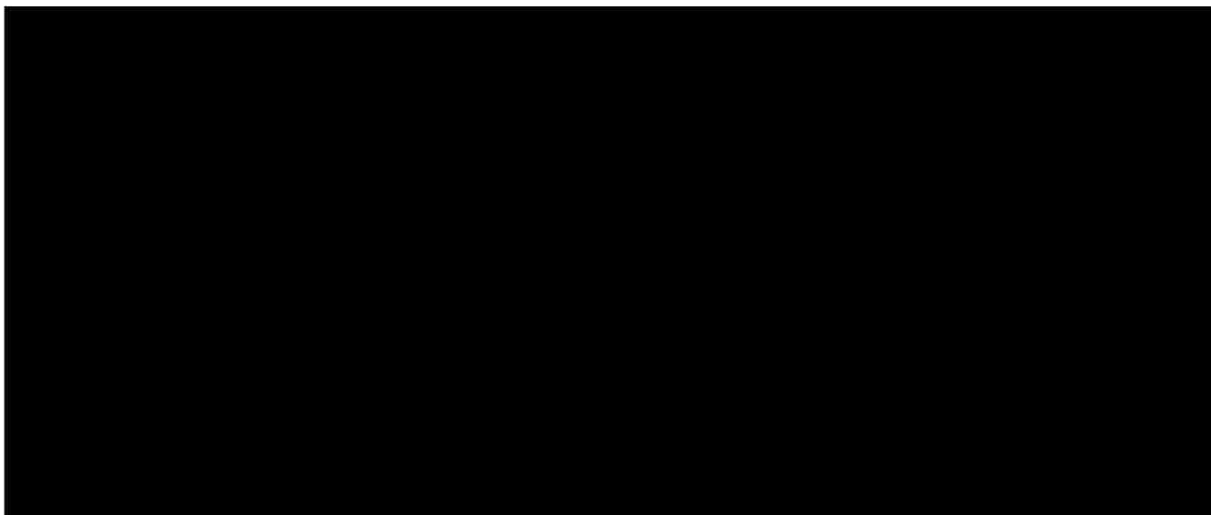
- 申込事業者から提出された書類を基に、京都市都市緑化審議会に設置した「宝が池公園施設整備事業者選定部会」（以下「選定部会」といいます。）において、「審査項目及び審査基準」（別紙3）により、提案内容等の審査を行います。



《参考》 選定部会 部会員（敬称略・五十音順）

奥田 希充子	公認会計士
黒木 要州	一般社団法人京都府建築士会 理事
内藤 光里	市民公募委員
二股 茂	岩倉南学区自治連合会 会長
山口 敬太	京都大学大学院地球環境学堂 准教授 【部会長】

(2) 設置許可候補事業者の決定等



(3) 審査結果の通知及び公表

本市は、設置許可候補事業者の決定後、速やかに申込事業者全員に審査結果を通知するとともに、一連の審査結果概要（審査結果、設置許可候補事業者の名称及び提案内容、選定部会の講評等）を本市ホームページ等で公表します。

7 協定書の締結

設置許可に先立ち、設置許可候補事業者と本市との間で、本公園施設の設置及び管理について、事業者と本市が相互に協力すべき事項その他の本件事業の円滑な実施に必要な事項を明らかにすること等を目的として、協定書を締結します。

また、提案内容のうち、「宝が池みらい共創会議の活動への支援について実施可能なこと」については、本公園施設の供用開始までの間に、設置許可候補事業者と「宝が池みらい共創会議」との間に、支援の実施に必要な事項を明らかにすること等を目的として、協定書を締結していただきます。

8 本公園施設の使用料及び保証金

(1) 使用料

- 本公園施設の設置許可に当たり、本市に使用料を支払っていただきます。
下記の最低使用料以上で、事業者から提案された使用希望価格を、本公園施設の使用料（円／㎡・月）とします。また、使用料支払いの対象面積は、提案区域のうち、有料で供される区域の面積とします。
- 使用料（円／㎡・月）及び使用料支払いの対象面積を提案してください。

本公園施設の最低使用料	
-------------	--

※ 本公園施設の工事を行う前の測量や調査等に係る土地の使用料については、別途、都市公園法及び京都市都市公園条例の定めにより支払わなければならないものとします。

※ 使用料の改定に当たっては、本公園施設の整備対象エリアの北側に接道する宝ヶ池通の固定資産税路線価の評価替えを基に算出した変動率を、従前の使用料に乗じて得られた額を新たな使用料とします。改定の時期は、当該評価替後の固定資産評価単価が公表された日の属する年度（価格調査基準日の属する年度ではありません。）の翌年度から使用料を改定することとします。

(2) 保証金

事業者は、上記(1)の使用料の2年分に相当する額の保証金を支払わなければならないとします。

本市は、設置許可書に基づく本市への金銭債務が事業者にあるときは、当該金銭債務の弁済に保証金を充当することができることとし、事業者はこれに異議を申し立てることはできません。

ア 保証金の額の改定

使用料が、改定により当初の額の2倍以上の金額となった場合は、保証金の額についても改定します。

事業者は、当初使用料の2倍以上となった使用料の1年分に相当する額と既に納付いただいている保証金の額との差額を追加で支払わなければなりません。また、使用料が、更に2倍となったときも同様とします。

なお、改定により使用料が低下した場合は、納付した保証金の額との差額は返還しません。

イ 本市への債務に充当した場合の保証金の追加支払い

保証金の全部又は一部を本市への金銭債務に充当した場合において、これらの事由が生じた年度の使用料により積算した保証金の額が本市への金銭債務に充当した後の残余の額を上回ったときは、事業者は、その差額を支払わなければなりません。

ウ 保証金の返還

設置許可期間が満了したとき、又は本市が設置許可を解除したときは、原状回復及び明渡しの履行を確認したうえで保証金を返還します。

なお、返還する保証金には利息を付しません。

9 特記事項

本公園施設において、タバコ類の販売はできません。また、本市が好ましくないと判断した物品（例：成人向け雑誌等）については、販売を禁止します。

10 その他

(1) 選定部会委員との接触の禁止

選定部会委員に対して、本件に関する接触（直接、間接を問わない。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とします。

(2) 設置許可候補事業者の取消

設置許可までの間に、本市の承諾を得ず、本公園施設に係る計画の主要な部分を変更するなど、設置許可候補事業者として著しく不適当と認められる事情が生じたときは、設置許可候補事業者の決定を取り消す場合があります。

なお、この場合、本市に対する損害賠償の請求、その他一切の請求を認めません。

(3) 使用する言語及び通貨単位

本件において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。

11 スケジュール（予定）

募集要項の配布開始	令和6年12月●日（●）
基礎資料の貸出期間	令和6年12月●日（●）～令和7年●月●日（●）
現地説明会	令和7年1月●日（●）
質疑の受付期間	令和7年2月●日（●）～令和7年2月●日（●）
申込書類の受付期間	令和7年4月●日（●）～令和7年4月●日（●）
選定部会の開催	令和7年4～5月頃
設置許可候補事業者の決定	令和7年5～6月頃
協定書の締結	令和7年6～7月頃
設置許可書の発行	令和7年度中

12 問合せ先

京都市建設局みどり政策推進室（担当：^{すぎさ こん}杉左近、^{おくむら}奥村）

住 所：〒604-0911

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎3階

電 話：075-222-4114

FAX：075-212-8704

メールアドレス：ryokusei@city.kyoto.lg.jp



宝が池みらい共創憲章

- 一人と人がつながる「みんなの楽園」を育む
 - 宝が池公園は自然に囲まれ、私たちを受け止めてくれる場所です。
 - 地域との関わりを大切に、公園でさまざまなコミュニティが生まれることをめざします。
 - 互いの意見を尊重し、おとな・こどもも関係なく活動する、みんなにとって居心地のよい場所をつくり続けていきます。
 - 宝が池公園を中心に、人々が健やかに、そして地域の暮らしがよくなることをめざします。
- いのちにぎわう豊かな生態系をみらいに引き継ぐ
 - 森・草地・湿地・池・川がモザイク状に繋がる宝が池公園の環境は、人々の暮らしのそばにあって多様ないきものを育んできました。
 - いきものたちの棲み処となる豊かな自然環境を回復し、そこに息づく身近ないのちを守り、大切にします。
 - かつて、この地域の里山にあった人と自然の営みに学び、人が関わりながら自然の回復力を高め、豊かな生態系をみらいに引き継ぐことをめざします。
 - 自然の摂理を正しく理解し、自然の恵みと関わることで、学びと行動の循環を生み出すことをめざします。
- 三森と水と人が紡ぎ出す冒険の舞台を楽しむ
 - 宝が池公園は、自然の中で、自ら考えて何かにチャレンジできる、そんなたくさんの可能性にあふれた場所です。
 - いのちにぎわう宝が池の森の中でめいばい駆け回り、自分の「好き」や「やってみたい」を形にできる場所をめざします。
 - 宝が池公園を訪れる人が「宝が池の自然と友だち」になり、遊びの中で成長できる場所をめざします。
- 四 自然を畏れ敬う心を忘れない「宝が池びと」になる
 - 古来から大切に受け継がれてきた宝が池の森と水の中で、自由な活動を行うためには、各々が森や自然の保全・利活用に関する基礎知識を身につける必要があります。
 - 近隣に住まう人・遠くから訪れる人すべてが、自らの行動に責任を持って楽しく謙虚に活動する「宝が池びと」になることをめざします。
 - 様々な人や企業・団体が意見を出しあい、体験し学びあって、この憲章と宝が池公園を守り育てていきます。

4つの憲章でめざす宝が池のみらい

憲章1 人と人がつながる「みんなの楽園」

憲章3 森と水と人が紡ぎ出す冒険の舞台

憲章2 いのちにぎわう豊かな生態系を引き継ぐ

憲章4 自然を畏れ敬う心を忘れない「宝が池びと」になる

ロードマップ(予定)

	2023年度	2024～2025年度	2026年度～	2033年度(10年後)～
宝が池みらい共創会議	2023.11 任意団体として正式発足	持続可能な 体制の構築	会議運営に係る 資金調達の検討	関係者による 持続可能な体制継続
	宝が池みらい 共創指針まとめ	周辺住民・自然への配慮と自由な公園利活用のバランスをとる仕組みづくり(新たな公園利活用ルールなど)		必要に応じて 指針見直し検討
アクション	指針の策定	様々な活動の実行グループの活動支援		アクションと指針が 相互に作用し、ブラッシュアップされる
	2023年度 公民連携による宝が池の自然の保全・再生・利活用 新たな担い手の発掘・企業との連携 ニュースレター、SNS 情報発信	関係者同士の連携・交流に向けた社会実験など 多様な媒体による情報発信		関係者による公園の 新たな利活用の検討 及び実現
		2024年度 交流拠点等の整備検討		

宝が池みらい共創会議とは

宝が池公園をさらに創造的で魅力ある場所として未来に繋いでいくための、公園に関わる皆様の対話・連携の場です。

目的

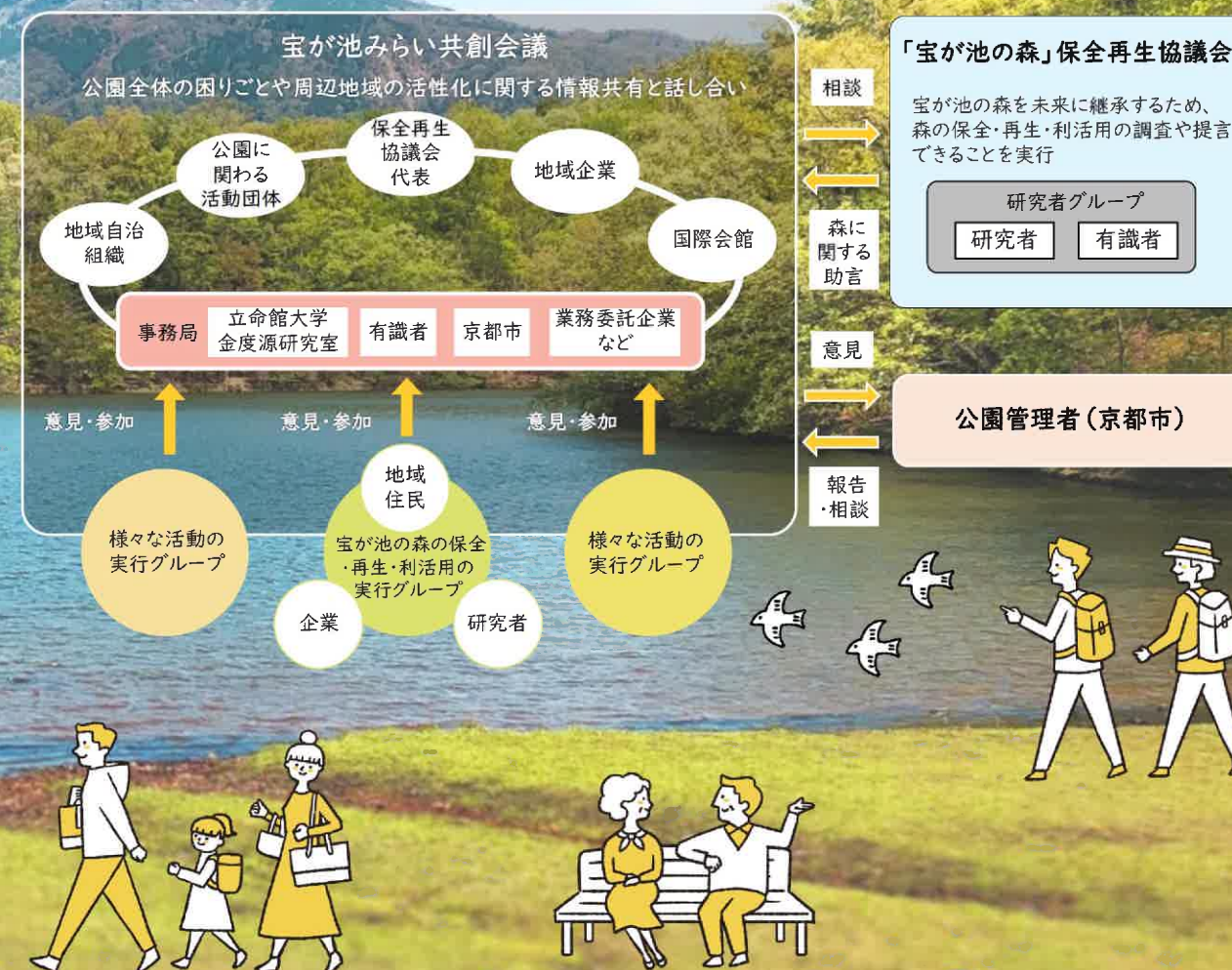
宝が池公園に関わる皆様の積極的な参画及び公民連携のもと、公園の将来像を共有するとともに、その実現に向けた取組を実践することにより、持続可能で魅力ある公園づくり、ひいては周辺地域の活性化へとつなげていくための会議です。

内容

- ① 公園の保全再生や利活用に関する意見交換、合意形成
- ② 公園の将来像の検討
- ③ 運営についての仕組みの協議
- ④ その他、各活動内容の情報共有、必要と思われる事項

構成

宝が池公園とその周辺地域で活動されている方、居住されている方、会議が招く方など。



宝が池みらい共創指針

2024年3月発行

【発行元】宝が池みらい共創会議

事務局：京都市建設局みどり政策推進室
☎ 075-222-4113



宝が池みらい共創
指針資料編

今後の取組は
こちらをチェック▶



Facebook



Instagram



宝が池みらい共創会議で話し合った やりたいことマップ

「宝が池みらい共創会議」の中で参加者から出たアイデアを整理しました。これらの活動が行われる宝が池公園を目指し、宝が池みらい共創憲章に沿って取組、検討を進めていきます。

ミライの宝が池公園で やってみたいことアイデア A・B・C・D・E

A 森の保全・再生・利活用

- 木の伐採・利活用
- ガイド付ハイキング
- 環境学習
- 自然観察会
- 野鳥の観察会

B 公園の中でのあそびとまなび

- 天体観測
- ポート
- 虫取り
- キャンプ体験
- バーベキュー

C 人々のつどい

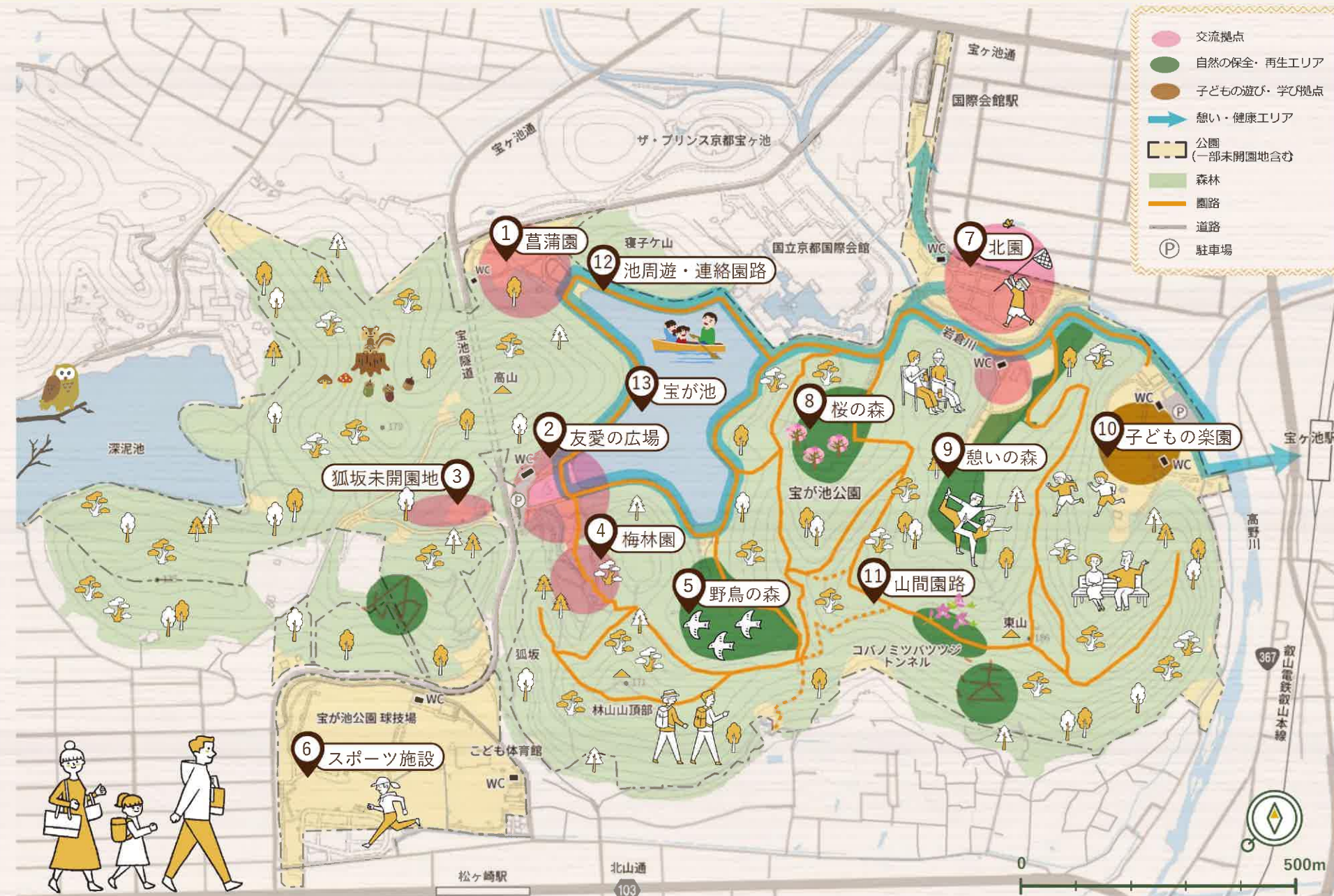
- 宝が池大花火大会
- アートフェス
- 焚火
- 音楽祭
- フラダンス(教室・体操)

D 公園の中での健康と癒し

- トレッキング
- 自転車
- ランニング
- 森ヨガ

E つながるための整備

- 駐車場の整備
- 案内板設置
- 多くの人が集まれる拠点



※「交流拠点」、「子どもの遊び・学び拠点」、「憩い・健康エリア」は宝が池みらい共創会議が作成し、「自然の保全・再生エリア」は「宝が池の森」保全再生協議会が作成しました。
※ 森の保全・再生・利活用に関しては「宝が池の森」保全再生協議会と連携し、助言を得ながら進めていきます。

宝が池公園の 各エリアの現状

- 1 菖蒲園**
宝が池の水辺に接し、菖蒲池があり、様々な樹木に囲まれた静かな空間
・芝生広場、トイレ、屋根付き休憩所
- 2 友愛の広場**
比叡山や国際会館への眺望があり、宝が池に親しむことのできる空間
・トイレ、駐車場、売店・軽食店、ポート施設、湖畔の広場

- 3 狐坂未開園地**
友愛の広場と接続する未開園地
- 4 梅林園**
梅林があり、芝生が広がる丘陵地
・屋根付き休憩所

- 5 野鳥の森**
沢や湿地があり、池には親水空間があり、自然に親しむことのできる空間
・屋根付き休憩所

- 6 スポーツ施設**
市民がスポーツを楽しめる空間
・球技場、体育館、テニスコート、フットサルコート、トイレ、駐車場、アーバンスポーツパーク(仮称)(整備予定)
- 7 北園**
駅からのアクセス性が高く、比叡山への眺望があり、平坦地で開放的な空間
・芝生広場、トイレ

- 8 桜の森**
沢や湿地があり、ソメイヨシノやシダレザクラなどの数種類の桜の木があり、四季を楽しむことのできる空間
・屋根付き休憩所

- 9 憩いの森**
駅からアクセスが容易で、森に囲まれた開けた広場と沢や湿地があり、自然の中で活動できる空間
・トイレ、芝生広場、大きな屋根付き休憩所、京都府警平安騎馬隊厩舎
- 10 子どもの楽園**
大型複合遊具やプレイパークゾーンがあり、様々な子供向けプログラムが開催される空間
・トイレ、駐車場、屋根付き広場、プレイパーク

- 11 山間園路**
宝が池や京都三山への眺望があり、生き物に親しめ、四季折々の景観を歩いて楽しむことができる園路

- 12 池周遊・連絡園路**
各エリアを結ぶ、散歩やランニングができる園路
- 13 宝が池**
穏やかな湖面の眺望を有し、ボートなどのレクリエーションも楽しむことができる空間

